

報告第 4 号

西宮市の都市計画に関する基本的な方針  
(西宮市都市計画マスタープラン) について【報告】

目 次

1. 位置付け	P. 1
2. 策定状況	P. 2
3. 今後のスケジュール (案)	P. 2

# 1. 位置付け

## 都市計画法（抜粋）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第一八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

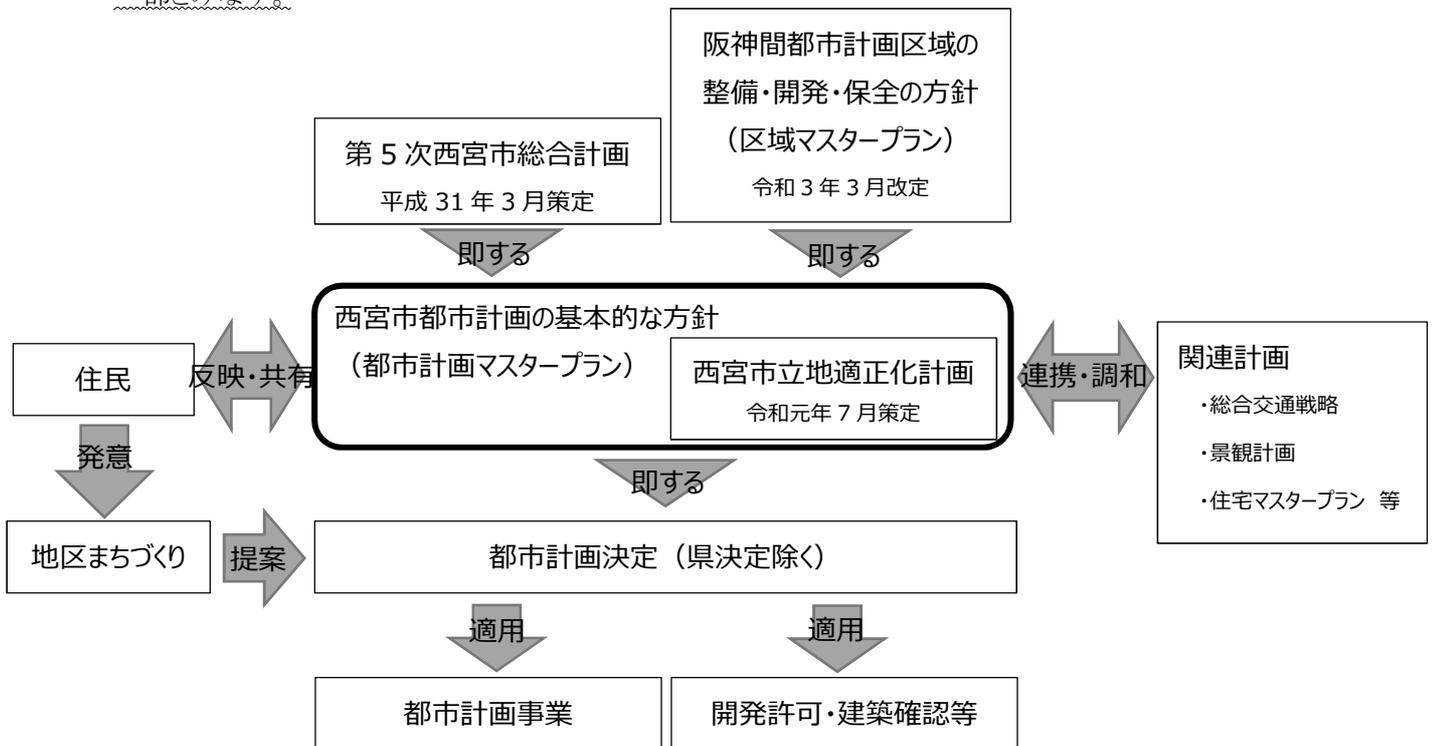
3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 都市再生特別措置法（抜粋）

（都市計画法の特例）

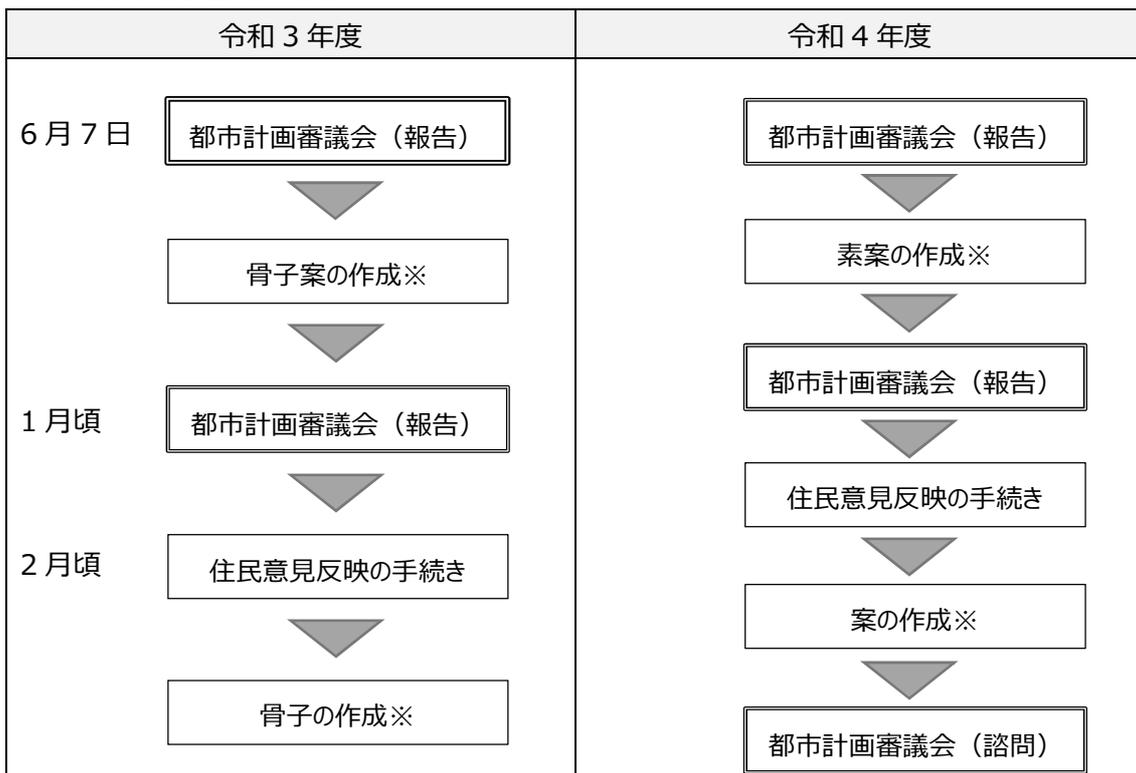
第八二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。



## 2. 策定状況

時期	策定状況	備考：西宮市の上位計画等
平成4年（1992年）	都市計画法改正 市町村マスタープラン制度の開始	
平成14年（2002年）8月	第1期 都市計画マスタープラン （計画期間：おおむね10年）	第3次西宮市総合計画
平成23年（2011年）3月	第2期 都市計画マスタープラン （計画期間：おおむね10年）	第4次西宮市総合計画
平成29年（2017年）3月	第2期 都市計画マスタープラン 中間改定 ※全体構想の追加等	
令和3年（2021年）6月～	第3期 都市計画マスタープラン 策定作業開始	第5次西宮市総合計画 西宮市立地適正化計画

## 3. 今後のスケジュール（案）



※各段階における策定過程においては、学識経験者や庁内関係部署との意見交換を行いながら、作業を進めます。